

令和 8 年度 第 2 回紀美野町地域公共交通活性化再生協議会 議事録

1. 開催日時

令和 8 年 10 月 2 日 13 時 30 分から

2. 開催場所

紀美野町役場本庁舎 2 階 2B 会議室

3. 出席者

委員、代理出席者、オブザーバー及び事務局

※出席者の詳細は、出席者名簿のとおり。

4. 会議の成立

紀美野町地域公共交通活性化再生協議会設置要綱第 7 条の規定により、委員の半数以上の出席があり、会議が成立していることが報告された。

5. 議題

1. 基本方針(案)について
2. 実証運行について

6. 議事内容

議題 1 基本方針(案)について

事務局から、第 1 回協議会で出された意見への対応、町内の地域公共交通を取り巻く現状と課題及び地域公共交通再編に向けた基本方針(案)について説明があった。

事務局からの主な説明

- ・ コミュニティバスの年間利用者数は、平成 18 年度の 21,019 人から令和 7 年度には 5,695 人まで減少しており、令和 7 年度の平均乗車人数は 1 便当たり 1.2 人である。

- ・ 高齢化や運転免許返納の進行に伴い、自家用車を利用できない住民等の移動手段を確保する必要がある。
- ・ タクシー・バス助成券申請者を対象としたアンケートでは、「移動手段が少ない」「荷物を持った移動が大変」「身体的な負担が大きい」といった意見が多く示された。
- ・ 通院や買い物は午前中に集中しており、家族等による送迎や一般タクシーが重要な役割を担っている。
- ・ 国木原・長谷線及び真国・志賀野線の利用者に対する聞き取りでは、バスの時間が合わないことやバス停までの移動負担に関する意見があり、予約制のデマンド型交通については、9人中8人が利用したいと回答した。
- ・ 今後の交通体系は、町内全域に同じ方式を導入するのではなく、地域の生活圏、利用目的、道路条件、利用者数、運行資源等を踏まえ、コミュニティバス、デマンド型交通、既存の民間交通、タクシー助成、送迎サービス等を組み合わせて検討する。
- ・ デマンド型交通は有力な選択肢の一つとして検討するが、導入をあらかじめ決定するものではなく、実証運行と検証を通じて判断する。

主な意見

- ・ 現状と課題における表現について、利用実態を適切に表すよう整理・検討してほしい。
- ・ 高齢者や単身世帯等の買い物・通院に関する移動の困難さを踏まえ、現場や住民の声を丁寧に把握してほしい。
- ・ デマンド型交通だけで全ての課題を解決するのではなく、移動販売、買い物支援、タクシー助成、コミュニティバス等を含め、総合的に検討する必要がある。
- ・ デマンド型交通について、利用者がタクシーと同様に自宅前まで送迎されるサービスと受け止めないよう、乗合方式、乗降場所、予約方法等を分かりやすく説明する必要がある。
- ・ 既存のバス・タクシー事業者との役割分担、安全性及び持続可能性を重視して検討を進めるべきである。
- ・ 基本方針と個別の実証運行施策については、今後、内容及びスケジュールを分かりやすく整理して示してほしい。

協議結果

基本方針(案)について、原案のとおり承認された。

議題 2 実証運行について

事務局から、新たな交通サービスの実証運行に向けた今後の進め方について説明があった。

事務局からの主な説明

実証運行については、国木原・長谷線及び真国・志賀野線周辺を候補エリアとして、デマンド型交通の実証運行を検討する。

実証運行に向け、次のスケジュールを基本として進める予定である。

時期	内容
令和 8 年 10 月から 11 月	実証運行支援事業者の募集
令和 8 年 11 月	事業者の審査及び選定
令和 8 年 12 月	実証運行支援準備業務の開始
令和 9 年 2 月	実証運行の詳細について協議会で協議
令和 9 年 7 月	実証運行開始予定
令和 9 年 11 月	実施状況の中間検証及び今後の交通体系に関する協議
令和 10 年 3 月	実証運行終了予定

実証運行の詳細については、支援事業者の選定後、運行区域、運行日、運行時間、乗降場所、予約方法、運賃、評価指標等を整理し、改めて協議会で協議する。

主な意見

- ・ 実証運行後に継続運行するかどうかを判断する時期を明確にする必要がある。
- ・ 令和 10 年 4 月以降の運行に空白期間が生じないよう、実証運行終了前に継続・見直し・終了の判断を行う必要がある。
- ・ 実証運行は季節や天候等により利用状況が異なるため、評価の際には実施期間や季節的な影響を考慮する必要がある。
- ・ 国の補助制度を活用する場合であっても、将来的な町の負担及び持続可能性を考慮して検討を進める必要がある。
- ・ 短期間の実証運行となる場合には、既存利用者だけでなく、これまで利用していない住民にも利用してもらえよう、十分な周知及び利用促進を行うべきである。

協議結果

実証運行について、令和 10 年 1 月頃に協議会を開催し、令和 10 年 4 月以降の運行方針について協議することを追加した上で、承認された。

7. 今後の対応

- ・ 地域公共交通計画策定支援事業者及び実証運行支援事業者の募集・選定手続きを進める。
- ・ 実証運行の具体的内容については、令和 9 年 2 月頃に協議会へ案を示し、協議する。

- 実証運行の中間検証を令和 9 年 11 月頃に行う。
- 令和 10 年 1 月頃に協議会を開催し、令和 10 年 4 月以降の運行方針について協議する。